**パークマンション第2自治会**

**会則及び規則**

20○○年（令和○○年）5月10日発行

**第1章　総　　則**

（名称及び事務所）

第1条 本会は、パークマンション第2自治会（以下「自治会」という）と称す。その事務所は、パークマンション第2集会室内に置く。

（目　的）

第2条 自治会は、会員の基本的人権を尊重し、会員相互の親睦と共通の利益を図り、共同生活を円滑、安全に行うことを目的とする。

（事　業）

第3条 自治会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

（1）会員の福利厚生、慶弔、褒賞に関する活動

（2）生活環境の整備改善に関する活動

（3）レクリエーションなどの文化活動

（4）広報活動

（5）外部団体との交渉に関する活動

（6）青少年の健全な育成のための諸活動

（7）その他自治会の目的達成に必要な諸活動

（活動の原則）

第4条 自治会は、特定の個人及び団体に利するような営利、政治、宗教等の活動は行わない。

**第2章　会　員**

（会　員）

第5条 パークマンション第2の居住者は、一世帯を一単位として本自治会の会員となるものとする。

（会員の資格）

第6条 転入時より入会とみなし、転出をもって退会とみなす。

（会員の権利）

第7条 会員は次の権利を有する。

（1）自治会の行う活動に参加し、共通の利益を受けること

（2）自治会の機関に出席し、意見の発表及び質問をすること

（3）自治会の機関構成員の選出に関し、この会則の定めるところにより選び、選ばれること

（4）自治会の保管する関係書類を閲覧すること

（会員の義務）

第8条 会員は次の義務を負うものとする。

（1）この会則を守り、自治会の活動に積極的に参加し協力すること

（2）会費を納入すること

**第3章　機　関**

（機関の種類）

第9条 自治会に次の機関を置く。

（1）総会

（2）役員

（3）運営委員会

（4）自主防災対策本部（本部長は自治会会長）

第1節　総　会

（総　会）

第10条 総会は、自治会の最高決議機関であり、全会員で構成する。

（1）定期総会は毎年一回、自治会長（以下「会長」という）が召集する。

（2）臨時総会は会員の5分の1以上の要求があった時、または運営委員会が必要と認めた時に会長が召集する。

（3）総会における議長は、会長がこれを行う。

（総会の成立）

第11条 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立とする。

なお、委任状はこれを議長に委任したものとする。

（総会の付議事項）

第12条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

（1）会則の改廃

（2）事業計画及び予算の報告

（3）事業報告及び決算の報告（自主防災対策本部を含む）

（4）役員の承認

（5）専任委員及び自主防災本部員の報告

（6）会員の5分の1以上が要求した付議事項

（7）その他、重要と認められる事項

（総会の表決）

第13条 総会の議題表決は出席会員の過半数をもって決める。但し、賛否同数の場合は議長がこれを決める。

第2節　運営委員会

（運営委員会）

第14条 運営委員会は、自治会活動の運営及び活動内容を審議する機関であり、運営委員会委員（以下「運営委員」と称す。）によって構成する。

2　専任委員は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。

3　顧問は、必要に応じて運営委員会に出席することができる。

（運営委員会の任務）

第15条 運営委員会は、次の任務を行う。

（1）会長以下役員を選出する

（2）専門部活動を遂行する

（3）事業計画及び予算に関することを行う

（4）事業報告及び決算に関することを行う

（5）会員との連絡を密にし、その意見等を自治会活動に反映させる

（6）会員との各種連絡及び書類の回覧配布と会費の徴収を行う

（運営委員会の召集）

第16条 運営委員会は、次の場合に会長がこれを召集する。

（1）定例会（原則として2カ月に1回）

（2）運営委員の3分の1以上の要求があった時

（3）その他会長がこれを必要と認めた時

（運営委員会の成立）

第17条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上（委仕状を含む）の出席をもって成立とする。

（運営委員会の表決）

第18条 運営委員会の議題表決は、出席委員の過半数をもって決める。但し、賛否同数の場合は会長がこれを決める。

（運営委員の選出）

第19条 運営委員は1階から１０階まで各階2名とし、計20名で構成され、輪番制とする。

（運営委員の任期）

第20条 運営委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。なお、補充委員の任期は前委員の残存期間とする。

（専門部）

第21条 運営委員会には第3条に規定する事業を行うため、次の専門部を設ける。なお、運営委員はそれぞれいずれかの専門部を担当し、相互に協力することにより事業の円滑な運営を図る。

（1）総務・広報部 ：運営委員会の議事進行、広報・庶務に関すること及び他部に属しない事項

（2）会計部 ：会費の管理及び各種活動費等会計に関すること

（3）体育部 ：体育の行事及びサークル等に関すること

（4）文化部 ：文化的な行事及びサークル等に関すること

（5）環境衛生部 ：環境保全、衛生及び健康管理の向上に関すること

（6）防火防犯部 ：防火及び防犯に関すること

（7）福祉部 ：会員の福利厚生（子供会育成部の事業含む）及び敬老・児童・青少年の育成に関すること

第3節　役　員

（役　員）

第22条 自治会に次の役員を置く。

（1）会長　　1名

（2）副会長　2名

（3）監事　　2名

（役員の職務）

第23条 会長は、自治会を代表し、会務を総括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長事故の場合は、その職務を代行する。

3　監事は会計、会務を監査する。

4　顧問は、自治会に功労のあった者を会長が任命することができる（役員の選出）。

第24条 会長及び副会長は、会員の中から推薦及び自薦によって選出する。但し、決まらない場合、運営委員会において運営委員の中から選出する。

2　監事は、運営委員会において運営委員の中から選出する。

（役員の任期）

第25条 会長の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

2　副会長及び監事の任期は、1年とする。但し再任は妨げない。

**第4章　会　計**

（会計年度）

第26条 自治会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（収　入）

第27条 自治会の経費は、会費その他の諸収入をもって充てる。

（支　出）

第28条 自治会の経費は、予算に基づき支出する。

（会　費）

第29条 自治会の会費は、1世帯月額500円とし、年2回（4月及び10月）にわけて徴収する。

2　新たに入会した場合は、転入月の翌月からを対象とする。

（既納会費の処理）

第30条 退会した者は、既に納付した会費の返還を請求することができない。

また、本会の資産については何等の権限も有しない。

**第5章　雑　則**

第31条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、運営委員会において定めるものとする。

第32条 自治会と管理組合は協議、協力するものとする。

付　則 この会則は20○○年4月1日より施行する。

**会員の慶弔及び褒賞に関する規則**

（会則の規定範囲）

第1条 この規則は、会則第3条第1項の慶弔、褒賞について規定する。

（適用範囲）

第2条 次により、弔意をあらわす。

（1）会員が死亡したときは、弔慰金として1人につき10,000円を供する

（2）役員・運営委員・専任委員については、運営委員会にはかる

（その他）

第3条 その他の慶弔、褒賞に関することについては、運営委員会の議決を得て行うものとする。

付　則 この規則は20○○年4月1日から施行する。